平成２７年（フ）第２６１号
佐賀県神埼市神埼町尾崎4507番地２パークサイド日の隈102、前住所佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2345番地３
債務者　日高　光正
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４７８号
熊本市東区桜木２丁目７番８号
債務者　河島　孝子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５１１号
熊本市中央区渡鹿６丁目５番23号　エル龍神橋401号室
債務者　福富　政長
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５５２号
熊本県菊池郡大津町大字大津521番地７
債務者　稲原　親也
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５５３号
熊本市北区楠野町789番地
債務者　山下　恵子（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５５７号
熊本市東区健軍３丁目31番７―401号
債務者　橋口　啓一
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５６１号
熊本市南区日吉１丁目６番２―403号　栗ノ内団地１Ｃ―１
債務者　川畑　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８０号
鹿児島県曽於市末吉町二之方5765番地４棟303
債務者　前山　妙子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目８番５号　ハイツヤマモト102号
債務者　本庄　昌也
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
鹿児島県曽於郡大崎町横瀬220番地（天子ヶ丘22号）
債務者　伊集院兼久
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
広島県府中市本山町1675番地11
債務者　三浦　寛保
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第７５号
青森県五所川原市字川端町14番地２　高松アパート２号
債務者　月永百合子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３９４号
神奈川県小田原市東町５丁目９番45―201号セピアコート石井
債務者　生田　桂子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４１５号
神奈川県厚木市旭町４丁目４番６号　ジュネス旭104
債務者　三上　雅幸
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４６３号
神奈川県厚木市上依知548番地１
債務者　富所　光正
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２２０号
埼玉県行田市谷郷１丁目９番25号
債務者　関川いちき
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２３１号
埼玉県羽生市大字上手子林83番地６、旧住所埼玉県加須市愛宕２丁目５番５号
債務者　中島　一弘
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部